

一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば



目次

- 新年のご挨拶 ● 2-3
- 日本年金機構からのお知らせ ●
 - ・年金相談予約のご案内について 4-5
- 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●
 - ・今年度の特定健康診査は受けましたか? 6
 - ・「医療費のお知らせ」を事業所へお送りします 7
 - ・ケガの発生状況等について確認させていただきます(負傷原因の照会) ... 7

- 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●
 - ・「施設利用会員証」のご案内 8
 - ・「写真コンテスト」作品応募受付中! 9
 - ・大好評! 「いちご狩り」開園中! 9
 - ・会員情報変更届提出のお願い 10
 - ・鴨川シーワールド割引券配付終了のお知らせ 10

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設で様々な対策がとられています。感染状況により、対策が変更されることなどがありますので、ご予約やお出かけの前に、必ずご利用される施設のホームページ等にて最新情報をご確認くださいませようお願い申し上げます

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

令和五年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

また、昨年中は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本欄をお借りし、心から御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、世界経済は、新型コロナウイルスの世界的な大流行の緊急対応期は終わりに近づきつつあり、経済活動の活性化が期待されましたが、ロシアのウクライナ侵攻に対する経済制裁の影響により物価や資源価格が急騰し、欧米を中心とした世界的なインフレを引き起こしたことで、各国中央銀行による金融引き締めが行われるなど回復ペースに鈍化がみられました。国内経済では、年明け早々に新型コロナウイルス感染症拡大の第6波が襲来し、全国で初めて新規感染者が10万人を超え、その後も第7波、第8波と一年を通して感染者数の増減を繰り返し、経済回復の足かせとなりました。また、日本の経常収支悪化や米国金利の上昇で円安ドル高が加速し、32年ぶりに1ドル・150円を記録するなど、歴史的な円安によって、個人消費は低迷し、企業の生産活動も減速する結果となりました。

本年を展望してみますと、世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻が現在も継続しており、資源高やインフレ抑制を優先させた金融引き締めも長期化する見通しであり、回復基調を維持するものの、先行きは不確実性が残ると思われれます。国内経済についても、円安や物価高など、日本



一般財団法人千葉県社会保険協会

会長 小島 信夫

経済を取り巻く環境には先行き不透明感があり、急激な成長曲線は見込めませんが、昨年10月に観光需要喚起を目的とした「全国旅行支援」がスタートし国内消費は徐々に増加しており、併せて、水際対策の緩和により海外からのインバウンド観光客も回復傾向にあるなど、景気押し上げ要因となる政策が継続されることで、緩やかに景気は持ち直していくものと予想されます。また、政策の一つである持続的な賃金の引き上げが実現されることで、成長と分配の好循環を生み、延いては日本経済の成長・発展に繋がることと期待されます。

次に、医療保険制度についてみますと、制度改革を巡っては、団塊世代が全て75歳以上となる2025年を前に、これまで先延ばしにしてきた給付と負担に関する見直しが迫られており、昨年議論が再開された全世代型社会保障構築会議では、「負担能力に応じた負担」という基本理念を重視しています。

高齢者医療制度では、後期高齢者の保険料賦課限度額の引上げと所得割比率の引上げで高齢者世代内の能力に応じた負担を強化する一方、現役世代が負担する後期高齢者支援助金と後期高齢者保険料の伸びを近づけるべく高齢者の負担率を見直し、世代間の負担の公平化を目指そうとしています。急激な負担増となる高齢者への配慮は必要ですが、制度の持続性を鑑みれば、見直しは必要不可欠と言わざるを得ません。一般の医療保険制度改革は、2024年度より実施されますが、当年度はまさに第4期特定健診等実施計画や第3期データヘルス計画見直しの年でもございます

ので、新たな提案も含め関係者による活発な議論に期待したいものであります。

年金制度については、社会保障審議会の年金部会では、昨年より公的年金の財政検証と次期年金制度改革に向けて検討を開始しています。公的年金制度は、現役世代が納めた保険料を高齢者の年金給付に充てる仕組みの「賦課方式」で、予測できない将来に備える「保険」であり、年金機能は、貧困の予防・救済、所得再分配、経済の安定・成長があるとしています。そして、今後の議論においては、「被用者保険の適用拡大」、「高齢期の就労と年金受給の在り方」、「年金制度の所得再分配機能の維持」等が主な論点になっていくものと考えられます。特に、基礎年金の給付水準の引上げに伴う国庫負担増加分の財源確保については大きな課題であり、今後活発な議論が展開されることが予測されます。必要となる財源は、誰かが負担しなければ制度は立ち行かなくなるため、公的年金制度の仕組みや機能を念頭において、今一度、真剣に考えなければならぬ時期に差し掛かっていることを強く感じるものであります。

私ども社会保険協会といたしましても、皆様方のご期待に沿うよう社会保険制度の普及周知に向け、一層努力をするとともに、各種事業を積極的に推進し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいり所存でございますので、本年も引き続き会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様のご多幸と会員各企業のご発展を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



日本年金機構南関東地域第二部

部長 瀧波 忠敏

新年あけましておめでとうございます。

事業主並びに被保険者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は公的年金事業の円滑な運営に対し、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」が示され、今後は感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和の取組を進めていく方針が決定されたところですが、日本年金機構では、新型コロナウイルス感染拡大を一つの契機として、オンラインビジネスモデルの実現に向けた取組を推進しております。事業所向けサービスの一例として電子申請の利用拡充をご紹介します。電子申請とは各申請・届出を、インターネットを利用して行うことです。24時間いつでも申請が行え、紙や電子媒体での申請よりも早く処理がされますので、ぜひ電子申請をご利用ください。また、「ねんきんネット」については、マイナンバーと連携することにより、社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書の電子データの受け取り、国民年金保険料の学生納付特例等の電子申請といったサービスがご利用いただけます。今後もお客様に活用していただけるサービスの充実を図ってまいります。

日本年金機構の業務は「年金制度の正確かつ公平な運用により無年金者をなくし、高齢者の方などの生活の安定を確保すること」、そして「複雑な制度の中で正確な給付を保証すること」です。そのため職員一同邁進してまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、千葉県社会保険協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



全国健康保険協会千葉支部

支部長 佐藤 信行

謹んで新春の祝詞を申し上げます。

旧年中は、協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

コロナ禍や国際情勢の悪化及び急激な円安が、皆様の生活や事業経営に大きな影響を与えております。私ども協会けんぽにおきましても、急速な少子高齢化の進行により医療費が確実に増加する見込みであることや高齢者を支える現役世代の人口の減少等に加え、経済の先行きが不透明であることから財政は楽観を許さない状況にあります。

こうした中で、中長期的な視点による財政運営を基本として、加入者及び事業主の皆様と協会けんぽの財政についてご理解いただけるように積極的な広報活動を行うとともに、出来る限り健康保険料率の上昇を抑制するために様々な取組を行っております。

具体的には、医療費の適正化に向け、ジェネリック医薬品の使用促進に取組んでおり、協会けんぽ千葉支部としても千葉県や関係機関と連携を強化し、オール千葉体制で推進しております。また、将来の医療費が急増しないように、加入者の皆様の生活習慣病の予防のために健診・保健指導等の保健事業の実施や、協会けんぽと事業所で連携して従業員の健康づくりに取組む「健康な職場づくり宣言」事業を進めております。

今後加入者の健康度の改善や医療費の適正化に向けた各種施策をより一層推進していくために、戦略的な保険者機能の更なる強化が必要と考えております。令和5年度からは、健診・保健指導の充実・強化のために生活習慣病予防健診（被保険者向けの健診）の自己負担額を軽減いたします。また、医療費や健康度の地域格差の要因解明のための分析及びそれに基づいた健康づくり事業等の取組を実施することとしております。

これからも加入者及び事業主の皆様のご利益の実現のために、職員一丸となり各種取組を鋭意進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、千葉県社会保険協会の益々のご発展と、会員の皆様にとりまして、明るく素晴らしい一年となることを心よりご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構からのお知らせ

年金相談・お手続きの際はご利用ください。

年金相談の予約

お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！

■ 年金相談予約のながれ

⚠️ ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書、年金手帳など）をご準備ください。

① 事前に相談日をご予約

電話 または インターネット



※ インターネット予約は **老齢年金の相談・請求手続きのみ** ご利用いただけます。

② 相談日に年金事務所へ



相談が可能な時間は以下のとおりです。

月曜日 ※	8:30 ~ 18:00
火～金曜日	8:30 ~ 16:00
第2土曜日	9:30 ~ 15:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日

■ 予約受付専用電話番号

ゴ ヨ ヤ ク ヲ
0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6631-7521

■ 翌日以降の相談日から予約できます。

電話予約の
受付時間

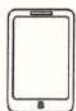
月～金（平日）
8:30 ~ 17:15
（土日祝日、年末年始を除く）



老齢年金の相談・請求手続きは

インターネット予約 もご利用いただけます。

■ 翌々日以降の相談日から予約できます。

スマートフォン
・
携帯電話

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/R01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の
受付時間

土日祝日を含め毎日
8:00 ~ 23:30
※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。



日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構からのお知らせ

予約を利用できる相談・手続き

各種年金請求（一時金を含む）の手続き

年金見込額・年金記録の確認

年金の受取口座変更手続き

各種通知書の内容確認・再交付申請

請求書や届書のご提出は郵送も可能です。

※ 年金見込額、年金加入記録の確認は「ねんきんネット」もご利用ください。

※ 各種通知書の内容確認、再交付申請に関する相談・手続きは「ねんきんダイヤル」もご利用ください。

『ねんきんダイヤル』



0570-05-1165

ナビダイヤル。050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165

＜受付時間＞	月曜日※	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日	9:30～16:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日

※ 土日祝日（第2土曜日を除く）、年末年始はご利用いただけません。

予約受付専用電話及びねんきんダイヤルを利用するお客様へ



ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。



「（東京）03-6631-7521」「（東京）03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。



「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いにご注意ください。

よくあるご質問にお答えします

Q1 相談を希望する日の何日前まで予約を申し込むことができますか？

A1 インターネット予約では相談を希望する日の前々日まで、予約受付専用電話では前日まで受付しています。

Q2 年金事務所へ行くことが困難です。代理の者が年金事務所です手続きすることはできますか？

A2 代理の方のお手続きも可能です。その場合、ご本人からの委任状が必要です。

○ 相談窓口にお持ちいただくもの

- ・ご本人からの委任状
- ・代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カードなど）

※ 委任状の様式は日本年金機構ホームページに掲載しています。ご活用ください。
なお、委任状は記載項目をみれなく記入してください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

今年度の特定健康診査は受けましたか？

「特定健康診査」とは？

糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的とする、40歳～74歳の被扶養者(ご家族)を対象とした健康診断です。

年度内(令和4年4月1日～令和5年3月31日)におひとり様一回限り、健診費用の補助が受けられますので、まだ受診されていない方はこの機会にぜひご受診ください！

〈基本的な健診のみ受診する場合〉

健診費用の総額
約8,000円

協会けんぽの補助を利用すると

自己負担額
0円または950円

※上記自己負担額は千葉県内の健診実施機関で受診した場合の金額です

健診受診の際は、受診券と保険証が必要です。

受診をする際は、お電話等で健診実施機関に事前に予約をしてください。

※受診券は令和4年4月中に被保険者(従業員)のご自宅へお送りしています。

〈受診券〉



〈保険証〉



受診券が見当たらない場合は・・・

受診券がお手元がない、受診券と保険証の記号・番号が一致しない等の場合は、受診日の10日前までに受診券再発行の申請書を協会けんぽへご提出ください。

申請書は協会けんぽホームページから印刷することができます。

インターネット環境がない場合は、申請書を郵送いたしますので保健グループまでお問い合わせください。

健診実施機関は
こちら



申請書ダウンロードは
こちら



お問い合わせ先 保健グループ TEL : 043-382-8313

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

「医療費のお知らせ」を事業所へお送りします

協会けんぽでは加入者のみなさまの健康や医療費に対する関心を高めていただくことを目的として、年に一度、「医療費のお知らせ」をお送りしております。

- **送付時期** 令和5年1月中旬～下旬
- **送付先** 事業所
- **対象者** データ抽出日(令和4年12月3日予定)時点で現存されている方
- **対象期間** 令和3年10月診療分～令和4年9月診療分

※「医療費のお知らせ」の作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要ですが、このデータが協会けんぽに届くまでに最短でも3か月かかるため、確定申告(医療費控除)の申請時期に合わせて発送すると令和4年9月受診分までの掲載となります。

【確定申告(医療費控除)の明細としてもご利用いただけます】

令和4年10月以降の医療費等については、医療機関等からの領収書にて対応いただきますようお願いいたします。
※詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。



ケガの発生状況等について確認させていただきます(負傷原因の照会)

保険証を使用してケガの治療をされた場合、次(①～③)のどの状況によるケガなのか等を確認するため、被保険者(従業員)あてに負傷原因の照会文書をお送りしております。

- ① プライベートでのケガ
- ② 業務上、または通勤途上のケガ
- ③ 第三者行為によるケガ(交通事故や暴力など)

大変お手数をおかけしますが、照会文書が届いた際は必ずご回答のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

※②業務上、または通勤途上のケガ等の労災保険の適用であった場合は、医療費の返還のお手続き等を行っていただく場合があります。
※③第三者行為によるケガであった場合は、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要です。

負傷原因は正しく医師等にお伝えいただき、診療を受けましょう



お問い合わせ先 レセプトグループ TEL : 043-382-8314

千葉県社会保険協会からのお知らせ

「施設利用会員証」のご紹介

全国社会保険協会連合会（当協会の関係機関）が契約している施設の優待利用が受けられます。

有効期限は2026年3月31日です。既にピンク色の会員証をお持ちの会員事業所様で**更新をご希望**の場合も、下記申込書にてお申込みください。



【利用対象者】 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

【契約施設】

- 📍 船員保険会(SEMPOS)
- 📍 ホテル法華クラブグループ
- 📍 高輪・品川プリンスホテルグループ
- 📍 プリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等
- 📍 湯快リゾート
- 📍 ダイワロイヤルホテル
- 📍 かんぽの宿
- 📍 HMI ホテルグループ
- 📍 クア・アンド・ホテルグループ

…その他（宿泊施設・日帰り施設）

【優待利用方法】 対象施設の詳細とご利用方法及び優待内容（優待料金等）については全国社会保険協会連合会 http://www.zensharen.jp/shisetu_yuutai.html のホームページでご確認下さい。

※インターネット使用のない環境の場合は、当協会にご連絡ください。

【発行(更新)申し込み方法】

申込書に返信用封筒（角2サイズ封筒に送付先住所宛先を明記し 300円分の切手を貼付）を同封のうえ当協会へご郵送ください。※会員証等は会員事業所限定により確実にお届けするため、特定記録にて送付いたします。

●郵送先●

一般財団法人千葉県社会保険協会 施設利用会員証発行 宛て
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 問合せ先Tel：043-233-3971



キ リ ト リ

施設利用会員証申込書

		※協会使用欄（ご記入の必要はありません）	
事業所名		担当者名	
所在地	〒		
電話番号		申込枚数	枚

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者様への連絡および会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用はいたしません。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和4年度「写真コンテスト」 作品募集中!

自慢のワンショットをお持ちではないですか?ぜひ当協会のコンテストにお寄せください。

- 応募期間** 令和5年1月13日(金)まで
- 題材** 自由。「四季の風景」「心に残るスナップ」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。
- 写真サイズ** 六ツ切~四ツ切版または A4 サイズ(カラー)
- 応募資格** 当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者様
- 作品送付先** 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 TEL043-233-3971
- 審査員** 丹羽 敏憲 氏(全日本写真連盟関東本部委員)
- 発表** 機関誌「社会保険ちば2023 靄」、ホームページ(令和5年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2023年3月号」に掲載し、作品応募者へ通知します。※入賞作品の掲載はHPと「月刊社保ちば2023年3月号」です。
- 賞** 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。



応募上の注意

- ① 作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募点数は1人7点以内とさせていただきます。
- ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
- ④ 入賞の応募作品は返却いたしません、選外作品につきましては返却いたします。
- ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
- ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

写真コンテスト応募票

氏名			男・女
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
画題			
撮影場所	(市)		
カメラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フィルム ・ デジタル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。



大好評! 山武市成東 「いちご狩り」開園中!

ところ 山武市成東観光苺組合加入苺園
TEL 04-75-82-2071(観光案内所)
HP <https://sanmu15.com/>

利用期間 令和5年5月5日(祝・金)まで

補助券をご希望の方は、当協会までお申込みください!

※補助券がなくなり次第、配付終了となります。

●申込方法等、詳しくは「社会保険ちば 2022 秋号」または当協会ホームページをご覧ください。●

千葉県社会保険協会からのお知らせ

会員情報変更届提出のお願い

令和5年度へむけて会員事業所様の現況を確認いたしたく、下記の事項について、変更されている場合、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

FAX(043-233-3973)または 当協会ホームページ(<https://shaho-chiba.jp>)にて変更連絡を受付けております。

会員情報変更届

※協会記入欄(ご記入の必要はありません)

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数		人	人

ご不明な点は TEL 043-233-3971 へお問い合わせください。

※被保険者数変更のご連絡について

- ・令和5年1月31日時点における被保険者数をご連絡ください。
- ・被保険者数の変更により、**年会費額が変更する場合のみご連絡ください。**
- ・被保険者数を変更していても年会費が同額の場合、ご連絡は不要です。
- ・下記の「協会費内訳表」をご参照ください。

※令和5年度協会費払込書は、今回ご連絡いただいた変更届、また当協会から日本年金機構へ開示請求をしたデータをもとに、令和5年1月31日時点をもとに令和5年4月にお送りする予定です。

協会費内訳表 ※年会費額は、被保険者数により決定しています。

被保険者数	会費年額	被保険者数	会費年額	被保険者数	会費年額
10人未満	3,200円	50~99人	7,500円	1,000~1,999人	43,000円
10~19人	4,500円	100~299人	9,600円	2,000~2,999人	60,000円
20~29人	5,500円	300~499人	14,000円	3,000~4,999人	68,000円
30~49人	6,500円	500~999人	20,000円	5,000人以上	77,000円

鴨川シーワールド割引券配付終了のお知らせ

当協会福利厚生事業である鴨川シーワールドの入館割引助成事業ですが、令和5年3月31日をもって契約終了となり、**令和5年度以降の割引券配付はありません。**

会員事業所の皆様の福利厚生のため、新たな助成事業を企画しております。ご期待ください。

※現在配付中の鴨川シーワールド割引券は、令和5年3月31日までご利用できます。